



令和2年9月30日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 川田 高寛

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(令和2年8月分)について

令和2年8月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（令和2年8月分）について

別添

### I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

### II 状 況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

#### 1 令和2年8月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが34件、令和元年度が32件、平成30年度が13件、平成29年度が7件、平成28年度が2件、平成27年度以前が45件、合計133件（市区町村において発生した14件、委託業者等が発生させた15件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な116件について、一覧で事象をお示ししています。

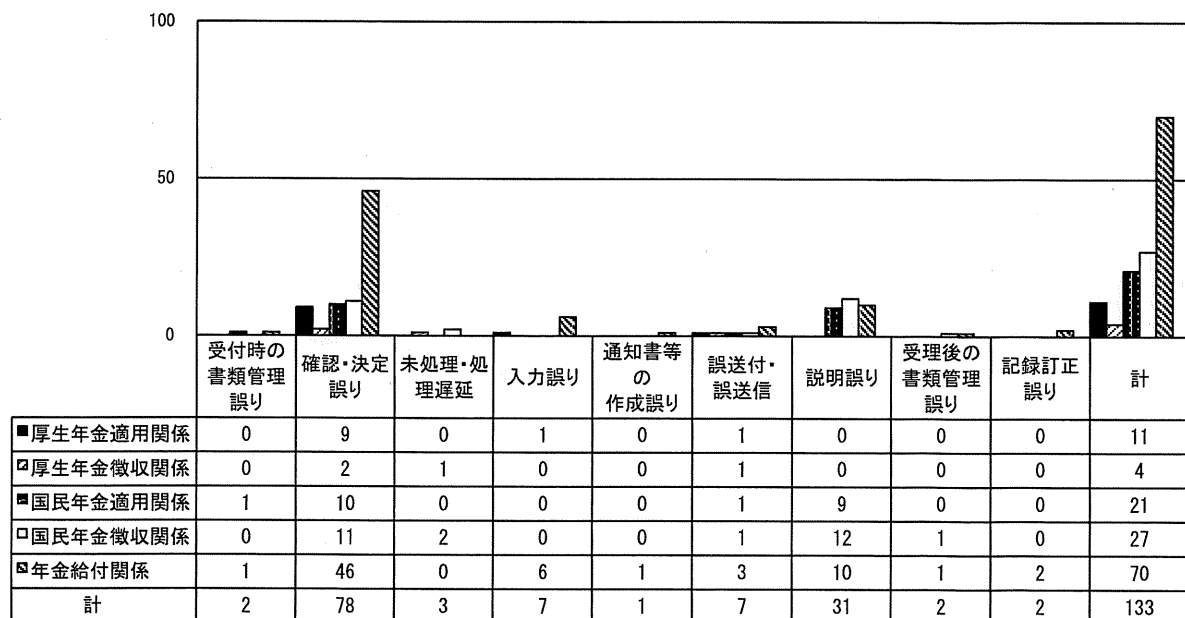
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

| 発生年度 | 20年度以前 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 合計      |
|------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|---------|
| 件数   | 22     | 5(1) | 1    | 2    | 2    | 2(2) | 3(1) | 5    | 3    | 2(1) | 7(2) | 13(3) | 32(8) | 133(29) |
| 割合   | 16.5%  | 3.8% | 0.8% | 1.5% | 1.5% | 1.5% | 2.3% | 3.8% | 2.3% | 1.5% | 5.3% | 9.7%  | 24.0% | 100.0%  |

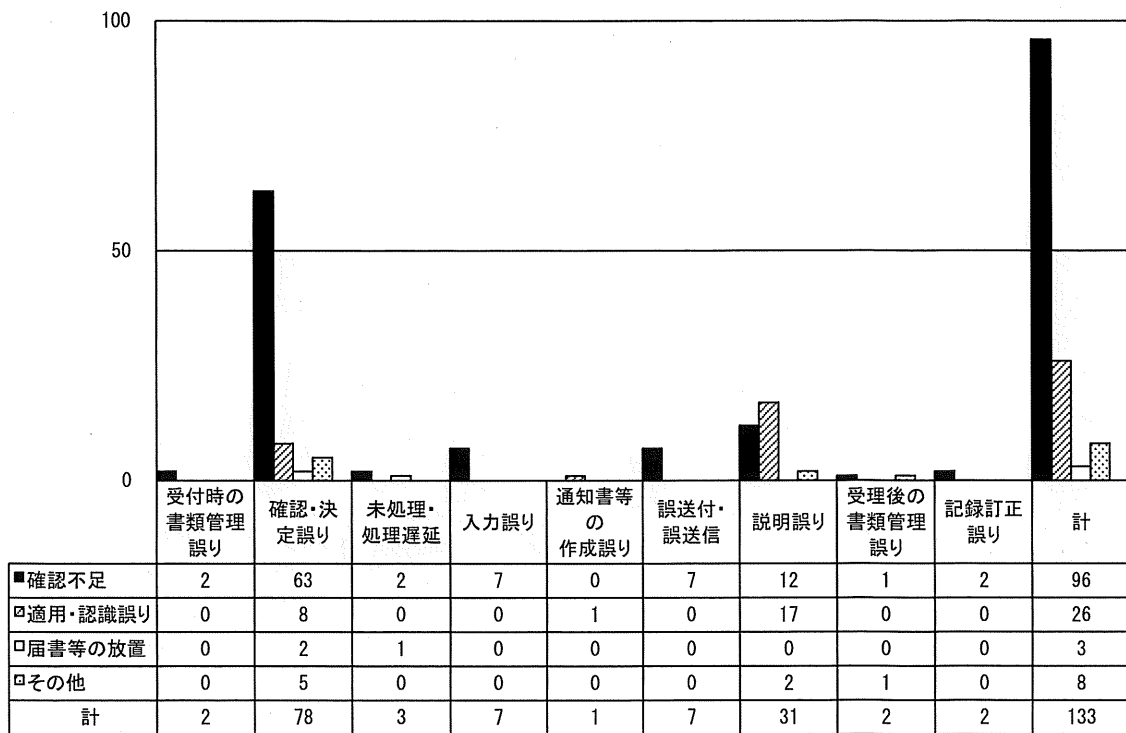
社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

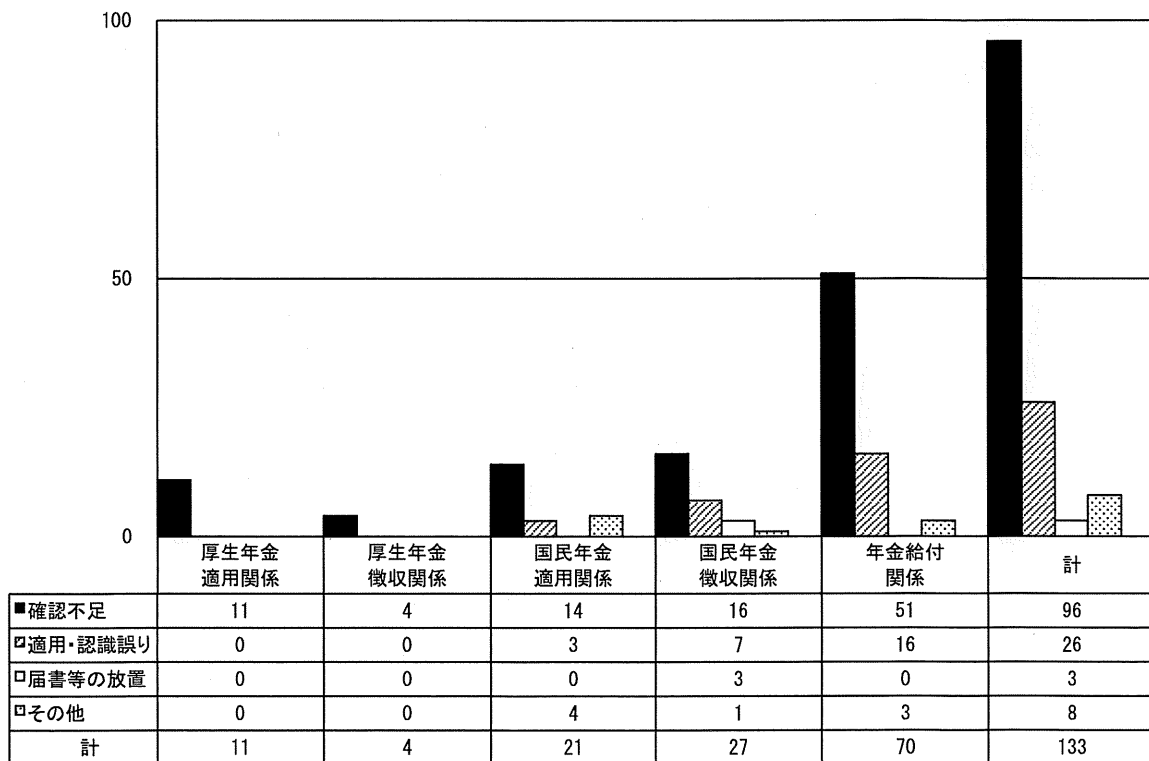
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



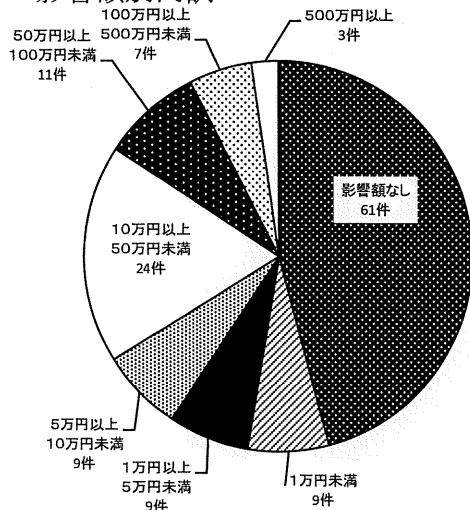
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

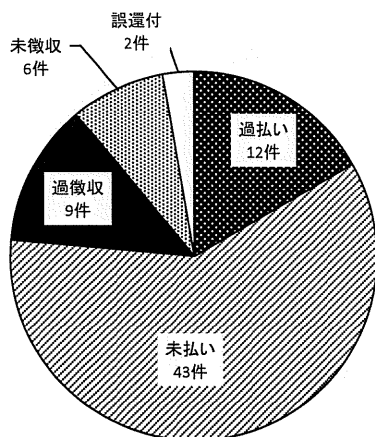


## 5 影響額別内訳



| 影響額                | 制度 | 厚生年金<br>適用関係 | 厚生年金<br>徴収関係 | 国民年金<br>適用関係 | 国民年金<br>徴収関係 | 年金給付<br>関係 | 計   |
|--------------------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|-----|
| 影響額なし              |    | 8            | 1            | 15           | 20           | 17         | 61  |
| 1万円未満              |    | 1            | 1            | 0            | 4            | 3          | 9   |
| 1万円以上<br>5万円未満     |    | 0            | 0            | 2            | 1            | 6          | 9   |
| 5万円以上<br>10万円未満    |    | 0            | 0            | 1            | 0            | 8          | 9   |
| 10万円以上<br>50万円未満   |    | 2            | 1            | 3            | 2            | 16         | 24  |
| 50万円以上<br>100万円未満  |    | 0            | 0            | 0            | 0            | 11         | 11  |
| 100万円以上<br>500万円未満 |    | 0            | 0            | 0            | 0            | 7          | 7   |
| 500万円以上            |    | 0            | 1            | 0            | 0            | 2          | 3   |
| 計                  |    | 11           | 4            | 21           | 27           | 70         | 133 |

## 6 事象別内訳



| 事象  | 件数  | 合計金額 (円)   | 平均金額 (円) |
|-----|-----|------------|----------|
| 過払い | 12件 | 6,767,748  | 563,979  |
| 未払い | 43件 | 39,021,595 | 907,478  |
| 過徴収 | 9件  | 7,700,757  | 855,639  |
| 未徴収 | 6件  | 454,670    | 75,778   |
| 誤還付 | 2件  | 250,940    | 125,470  |
| 計   | 72件 | 54,195,710 | 752,718  |

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

## 7 判明契機別内訳

| 判明契機 | 件数   | 割合     |
|------|------|--------|
| 内部   | 71件  | 53.4%  |
| 外部   | 62件  | 46.6%  |
| 計    | 133件 | 100.0% |

### Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。  
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。  
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

| 項番 | 事象                                              | お客様への影響<br>(未・過払いの別) | 令和2年9月分 |         | (参考)平成30年4月からの累計 |         |
|----|-------------------------------------------------|----------------------|---------|---------|------------------|---------|
|    |                                                 |                      | 対応件数    | 影響金額    | 対応件数             | 影響金額    |
| 1  | 振替加算の支給漏れ                                       | 未払い                  | 2件      | 578万円   | 105,477件         | 607.1億円 |
| 2  | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ                          | 未払い                  | 2件      | 80万円    | 4,887件           | 12.6億円  |
| 3  | 旧船員保険法の戦時加算の加算誤り                                | 未払い                  | 0件      | 0円      | 1,612件           | 13.2億円  |
| 4  | 旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り                         | 過払い                  | 143件    | 411万円   | 325件             | 5,587万円 |
| 6  | 旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り                         | 過払い                  | 1件      | 2万円     | 109件             | 1,143万円 |
| 9  | 昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り           | 未払い                  | 0件      | 0円      | 11件              | 4,636万円 |
| 10 | オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り                        | 未払い                  | 71件     | 1,493万円 | 539件             | 9,550万円 |
| 11 | 配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り                          | 過払い                  | 0件      | 0円      | 9件               | 188万円   |
| 12 | 国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り                           | 未払い                  | 0件      | 0円      | 249件             | 4,028万円 |
| 13 | 旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り                            | 未払い                  | 0件      | 0円      | 27件              | 2,953万円 |
| 14 | 複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り           | 未払い                  | 0件      | 0円      | 10件              | 105万円   |
| 17 | 旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り         | 未払い                  | 0件      | 0円      | 1,601件           | 1.2億円   |
| 18 | 共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り        | 過払い                  | 1件      | 34万円    | 23件              | 759万円   |
| 20 | 遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り                          | 過払い                  | 0件      | 0円      | 17件              | 1,364万円 |
| 21 | 遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ                        | 未払い                  | 3件      | 837万円   | 2,133件           | 22.3億円  |
| 22 | 被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り                         | 過払い                  | 1件      | 7万円     | 72件              | 428万円   |
| 25 | 平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ        | 未払い                  | 0件      | 0円      | 23件              | 4,452万円 |
| 27 | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い                           | 過払い                  | 1件      | 39万円    | 13件              | 401万円   |
| 28 | 65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り   | 過払い                  | 2件      | 191万円   | 40件              | 2,851万円 |
| 29 | 旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ                        | 未払い                  | 5件      | 2,366万円 | 231件             | 12.4億円  |
| 31 | 老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ                     | 未払い                  | 33件     | 873万円   | 23,892件          | 17.5億円  |
| 32 | 昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ               | 未払い                  | 6件      | 60万円    | 604件             | 7.0億円   |
| 33 | 年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ                           | 未払い                  | 6件      | 5,099万円 | 450件             | 24.2億円  |
| 34 | 二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り                   | 未払い                  | 606件    | 578万円   | 79,450件          | 15.3億円  |
| 35 | 老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り          | 未払い                  | 0件      | 0円      | 743件             | 1.3億円   |
| 36 | 旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ            | 未払い                  | 0件      | 0円      | 215件             | 5.3億円   |
| 37 | 昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り | 未払い                  | 3件      | 389万円   | 100件             | 1.5億円   |
|    |                                                 | 過払い                  | 0件      | 0円      | 121件             | 136万円   |

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

## ○日本年金機構の令和2年8月分の事務処理誤り一覧(1～17ページ)

|             |          |             |
|-------------|----------|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | ..... 1P | 整理番号 1～10   |
| 2. 厚生年金徴収関係 | ..... 3P | 整理番号 11～12  |
| 3. 国民年金適用関係 | ..... 4P | 整理番号 13～29  |
| 4. 国民年金徴収関係 | ..... 6P | 整理番号 30～52  |
| 5. 年金給付関係   | ..... 9P | 整理番号 53～116 |

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(18～20ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

| 整理番号 | 件名       | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名            | 発生年月日          | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                                           | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額    |
|------|----------|---------|-------|-----------------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------|
| 1    | 資格取得届の誤り | 確認・決定誤り | 福島    | 郡山              | 2020年<br>5月26日 | 2020年<br>6月1日  | ○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の受付処理時に確認を誤り、他の事業所の資格取得届に混入したため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。<br>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。<br>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し届書の受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。                 | 2事業所 | なし   | 0       |
| 2    |          |         | 大阪    | 大阪広域<br>事務センター  | 2020年<br>8月6日  | 2020年<br>8月14日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。<br>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。<br>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し届書の受付処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう指導しました。 | 2事業所 | なし   | 0       |
| 3    |          |         | 福岡    | 福岡広域<br>事務センター  | 2020年<br>1月16日 | 2020年<br>7月3日  | ○担当部署で確認したところ、委託業者が資格取得届の受付処理時に確認を誤り、他の届書の添付書類としたため、資格取得届の処理がされていないことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。<br>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。                                                                     | 1事業所 | なし   | 0       |
| 4    | 資格喪失届の誤り | 入力誤り    | 宮城    | 仙台広域<br>事務センター  | 2020年<br>4月16日 | 2020年<br>6月17日 | ○お客様から問合せがあり、資格喪失届の入力時の確認不足により、喪失事由を死亡による喪失であると誤って入力したため、年金の支払に保留がかかり、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、資格喪失届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。                                         | 1名   | 未払い  | 200,595 |
| 5    | 賞与支払届の誤り | 確認・決定誤り | 宮城    | 仙台広域<br>事務センター  | 2020年<br>8月7日  | 2020年<br>8月18日 | ○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に確認を誤り、処理を不要としていることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明し処理を行いました。<br>●担当部署において、賞与支払届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。                                                                                                                         | 1事業所 | なし   | 0       |
| 6    |          |         | 神奈川   | 事務センター          | 2020年<br>4月1日  | 2020年<br>4月17日 | ○事業所から問合せがあり、賞与支払の訂正届を処理した際に確認が不足し、訂正処理を誤ったため、誤った標準賞与額を決定・通知していることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、賞与支払の訂正届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。                                                                                          | 1事業所 | なし   | 0       |
| 7    |          |         | 愛知    | 名古屋広域<br>事務センター | 2020年<br>8月7日  | 2020年<br>8月18日 | ○事業所から問合せがあり、賞与支払届を処理する際の確認不足により、既に処理済の賞与支払届を再度処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。<br>●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。                                                                               | 1事業所 | 過徴収  | 290,997 |
| 8    | 記録訂正の誤り  | 確認・決定誤り | 東京    | 品川              | 2009年<br>7月31日 | 2020年<br>5月19日 | ○事業所から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤って別人の基礎年金番号を統合していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、基礎年金番号統合の際の記録確認を徹底するよう周知しました。                                                                                                     | 2名   | なし   | 0       |

| 整理番号 | 件名               | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名       | 発生年月日          | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                                                           | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額  |
|------|------------------|---------|-------|------------|----------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-------|
| 9    | 70歳以上被用者関係届書の誤り  | 確認・決定誤り | 東京    | 東京広域事務センター | 2020年<br>6月12日 | 2020年<br>6月23日 | ○事業所から問合せがあり、70歳以上被用者該当届の確認不足により、既に健康保険の被保険者であったにもかかわらず、誤って健康保険の被保険者資格を重複して決定したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。健康保険の被保険者資格は取消し、過徴収の保険料は還付しました。<br>●担当部署において、70歳以上被用者該当届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 過徴収  | 9,673 |
| 10   | 厚生年金適用関係届書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 東京    | 東京広域事務センター | 2020年<br>7月27日 | 2020年<br>7月28日 | ○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の社会保険労務士宛の文書が送付されていることが判明しました。<br>●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収し、正しい社会保険労務士に送付しました。<br>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。           | 2社労士 | なし   | 0     |



## 2. 厚生年金徴収関係

| 整理番号 | 件名          | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日          | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                               | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|-------------|---------|-------|------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 11   | 厚生年金徴収関係の誤り | 確認・決定誤り | 東京    | 渋谷   | 2020年<br>6月12日 | 2020年<br>6月30日 | ○事業所から問合せがあり、納付猶予(特例)の許可状況の確認が不足し、口座振替の停止処理を行わなかったため、口座振替が誤ってされていることが判明しました。<br>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。停止処理を行い、誤って口座振替された保険料は還付しました。<br>●担当部署において、納付猶予(特例)の許可状況の確認を徹底するよう周知しました。 | 5事業所 | 過徴収  | 6,640,742 |
| 12   |             |         | 長野    | 松本   | 2020年<br>4月30日 | 2020年<br>7月8日  | ○担当部署で確認したところ、納付書を作成する際の確認不足により、誤った金額の納付書を送付していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。<br>●担当部署において、納付書を作成する際の確認を徹底するよう周知しました。                  | 1事業所 | 過徴収  | 50        |

### 3. 国民年金適用関係

| 整理番号 | 件名             | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                   | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額    |
|------|----------------|---------|-------|------|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------|
| 13   | 国民年金任意加入申出書の誤り | 確認・決定誤り | 大阪    | 堺東   | 1992年<br>9月21日  | 2019年<br>12月23日 | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、任意加入することができないにもかかわらず、任意加入の処理を行い、お客様が納付していたため、保険料が過徴収となることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 過徴収  | 271,600 |
| 14   |                | 説明誤り    | 奈良    | 奈良   | 2007年<br>7月7日   | 2020年<br>2月20日  | ○担当部署で確認したところ、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。                                                 | 1名   | なし   | 0       |
| 15   |                |         | 大阪    | 枚方   | 2019年<br>11月11日 | 2020年<br>3月27日  | ○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。                                         | 2名   | なし   | 0       |
| 16   |                |         | 北海道   | 札幌東  | 2013年<br>9月11日  | 2020年<br>3月30日  |                                                                                                                                                                                         | 1名   | なし   | 0       |
| 17   |                |         | 大阪    | 吹田   | 2012年<br>7月26日  | 2019年<br>11月22日 | ○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。                                          | 2名   | なし   | 0       |
| 18   |                |         | 長崎    | 諫早   | 2012年<br>12月28日 | 2020年<br>4月7日   | ○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。                              | 1名   | なし   | 0       |
| 19   |                |         | 福岡    | 大牟田  | 2009年<br>10月26日 | 2020年<br>3月23日  | ○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。                               | 1名   | なし   | 0       |
| 20   | 国民年金資格記録の誤り    | 確認・決定誤り | 熊本    | 熊本西  | 1986年<br>8月19日  | 2020年<br>7月16日  | ○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、誤った資格取得日で訂正処理を行っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。                                         | 1名   | なし   | 0       |
| 21   |                |         | 大分    | 別府   | 2010年<br>2月3日   | 2020年<br>7月2日   | ○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、国民年金の資格取得処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。                                             | 1名   | なし   | 0       |
| 22   |                |         | 三重    | 伊勢   | 2016年<br>3月8日   | 2020年<br>4月28日  | ○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、国民年金の資格取得処理を漏らしたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。        | 1名   | 誤還付  | 239,940 |

| 整理番号 | 件名                | 誤り区分       | 都道府県名 | 事務所名           | 発生年月日          | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                                                      | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額   |
|------|-------------------|------------|-------|----------------|----------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|--------|
| 23   | 国民年金資格記録の誤り       | 確認・決定誤り    | 大阪    | 堺東             | 2020年<br>2月19日 | 2020年<br>6月5日  | ○事務センターから連絡があり、年金記録の確認が不足し、本来必要のない年金記録の訂正処理を行ったため、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                       | 1名   | 誤還付  | 11,000 |
| 24   |                   | 説明誤り       | 千葉    | 松戸             | 2017年<br>4月4日  | 2019年<br>8月6日  | ○市区町村から連絡があり、遡及して扶養の削除の処理が行われ、国民年金第3号の記録を取消する必要があったが、3号取消のための届出の案内が漏れたため、国民年金第1号への切り替えがされず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。<br>●担当部署において、3号取消の際、必要な案内を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未徴収  | 32,980 |
| 25   | 国民年金第3号被保険者該当届の誤り | 確認・決定誤り    | 和歌山   | 和歌山東           | 2017年<br>9月13日 | 2020年<br>6月18日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。                                                | 2名   | なし   | 0      |
| 26   |                   |            | 宮城    | 仙台広域<br>事務センター | 2019年<br>9月24日 | 2020年<br>7月30日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。<br>●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。                                             | 1名   | なし   | 0      |
| 27   | 国民年金被保険者住所変更届の誤り  | 確認・決定誤り    | 埼玉    | 浦和             | 2019年<br>12月頃  | 2020年<br>5月11日 | ○お客様から問合せがあり、住所の確認が不足し、誤って不在者として管理されていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、住所の確認を徹底するよう周知しました。                                                                     | 1名   | なし   | 0      |
| 28   | 国民年金適用関係届書等の送付誤り  | 誤送付・誤送信    | 東京    | 江東             | 2020年<br>4月28日 | 2020年<br>5月13日 | ○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の第1号被保険者該当勸奨状を誤って送付していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した第1号被保険者該当勸奨状を回収し、正しい送付先に送付しました。<br>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。                                  | 2名   | なし   | 0      |
| 29   | 国民年金適用関係届書等の管理誤り  | 受付時の書類管理誤り | 愛知    | 瀬戸             | 2020年<br>4月23日 | 2020年<br>6月12日 | ○担当部署で確認したところ、国民年金資格取得届の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、処理が遅れていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。<br>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。                                     | 1名   | なし   | 0      |

## 4. 国民年金徴収関係

| 整理番号 | 件名                               | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名           | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                              | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額   |
|------|----------------------------------|---------|-------|----------------|-----------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|--------|
| 30   | 国民年金保険料追納<br>申込書の誤り              | 確認・決定誤り | 福岡    | 南福岡            | 2020年<br>5月11日  | 2020年<br>7月3日   | ○担当部署で確認したところ、国民年金保険料追納申込書を処理する際の納付期限の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。<br>●担当部署において、追納申込書処理時の納付期限の確認を徹底するよう依頼しました。                                                   | 1名   | 未徴収  | 31,100 |
| 31   | 国民年金後納保険料<br>納付申出書の誤り            | 説明誤り    | 愛知    | 一宮             | 2014年<br>12月17日 | 2020年<br>3月2日   | ○担当部署で確認したところ、受給期間の確認不足により、誤った対象期間で後納保険料を案内したため、受給権が発生しないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。                                                                                      | 1名   | なし   | 0      |
| 32   | 国民年金保険料免除・<br>納付猶予申請書の誤り         | 説明誤り    | 愛知    | 刈谷             | 2019年<br>2月14日  | 2019年<br>4月10日  | ○市区町村から連絡があり、市区町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付時に、免除区分についての説明を漏らしたことにより、お客様の意思と異なる免除区分で免除が決定していることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●市区町村に対し、受付時の制度説明を徹底するよう周知しました。                                                           | 1名   | なし   | 0      |
| 33   |                                  |         | 大分    | 別府             | 2019年<br>7月9日   | 2020年<br>3月4日   | ○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際、必要な添付書類の案内を漏らしたため、免除が却下となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●市区町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。                                                           | 1名   | なし   | 0      |
| 34   | 国民年金保険料免除<br>理由該当・消滅届の誤り         | 確認・決定誤り | 福井    | 武生             | 2003年<br>8月頃    | 2018年<br>12月10日 | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。                                                                                     | 1名   | なし   | 0      |
| 35   |                                  | 説明誤り    | 東京    | 立川             | 2019年<br>2月28日  | 2019年<br>5月8日   | ○お客様から問合せがあり、障害年金受給者が国民年金保険料のクレジットカード納付を希望しており、国民年金保険料クレジット納付申出書を受付したが、国民年金保険料免除理由該当届及び国民年金保険料免除期間納付申出書の案内が漏れたため、クレジットカードによる納付ができなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。 | 1名   | なし   | 0      |
| 36   | 国民年金保険料口座<br>振替納付(変更)申出<br>書の誤り  | 確認・決定誤り | 東京    | 東京広域<br>事務センター | 2018年<br>7月17日  | 2020年<br>6月11日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。                                             | 1名   | なし   | 0      |
| 37   | 国民年金保険料クレ<br>ジット納付(変更)申出<br>書の誤り | 確認・決定誤り | 滋賀    | 草津             | 2020年<br>1月6日   | 2020年<br>7月2日   | ○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付者に対し、クレジットカードの有効性の確認を行う必要があったが、確認が漏れたため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、クレジットカードの有効性の確認を徹底し、必要な確認を行うよう周知しました。                                                  | 1名   | なし   | 0      |
| 38   |                                  |         | 愛知    | 豊橋             | 2018年<br>9月3日   | 2020年<br>6月2日   |                                                                                                                                                                                                                                    | 1名   | なし   | 0      |

| 整理番号 | 件名                       | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日          | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                                                    | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額    |
|------|--------------------------|---------|-------|------|----------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------|
| 39   | 国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り | 説明誤り    | 新潟    | 新潟西  | 2020年<br>2月頃   | 2020年<br>6月1日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の案内をする際、クレジットカードの有効期限の到来時は手続きが必要であるにもかかわらず、手続き不要と案内したため、クレジット納付による前納が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。<br>●担当部署において、クレジットカード納付について必要な案内を徹底するよう周知しました。 | 1名   | なし   | 0       |
| 40   | 国民年金保険料納付書の誤り            | 確認・決定誤り | 大阪    | 城東   | 2020年<br>7月22日 | 2020年<br>7月30日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書を作成する際、納付書作成期間の確認が不足し、誤った期間の前納納付書を送付したため、お客様の希望する期間での前納が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、納付書作成期間の確認を徹底するよう周知しました。                                   | 1名   | なし   | 0       |
| 41   |                          |         | 東京    | 立川   | 2020年<br>1月10日 | 2020年<br>1月23日 | ○お客様から問合せがあり、納付書発行時の確認不足により、お客様の希望する期間の前納納付書を作成していなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。                                                                   | 1名   | なし   | 0       |
| 42   |                          |         | 長崎    | 諫早   | 2020年<br>4月24日 | 2020年<br>6月9日  | ○お客様から問合せがあり、市区町村において、お客様が前納を希望していたにもかかわらず、前納希望の旨を年金事務所へ連絡していなかったため、前納納付書が作成されず、お客様の希望する月からの前納できなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●市区町村に対し、前納希望の場合、年金事務所へ連絡することを徹底するよう依頼しました。           | 2名   | なし   | 0       |
| 43   |                          | 説明誤り    | 大阪    | 福島   | 2020年<br>1月27日 | 2020年<br>1月28日 | ○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の納付について案内する際に、前納可能期間の説明を誤ったため、お客様が希望する期間で前納が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、前納可能期間の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。                                          | 1名   | なし   | 0       |
| 44   |                          |         | 京都    | 京都南  | 2019年<br>3月18日 | 2019年<br>6月19日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際、年金記録の確認が不足し、納付書が自動発行されない方に対して、後日郵送されると説明したため、納付書が届かず、前納が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、納付書の発行について年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。           | 1名   | なし   | 0       |
| 45   |                          |         | 大阪    | 福島   | 2020年<br>3月2日  | 2020年<br>3月6日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際に、前納の納付期限の確認が不足し、誤った納付期限を説明したため、お客様が希望する期間で前納が行えなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、前納の納付期限の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。                            | 1名   | なし   | 0       |
| 46   | 国民年金保険料還付請求書の誤り          | 確認・決定誤り | 神奈川   | 港北   | 2019年<br>6月4日  | 2020年<br>8月3日  | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、国民年金保険料の過誤納が発生しているにもかかわらず、お客様宛に還付請求書が送付されていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                                   | 2名   | 過徴収  | 6,700   |
| 47   |                          |         | 神奈川   | 港北   | 2019年<br>4月頃   | 2020年<br>6月3日  |                                                                                                                                                                                                          | 9名   | 過徴収  | 205,500 |

| 整理番号 | 件名               | 誤り区分       | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日          | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                  | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額  |
|------|------------------|------------|-------|------|----------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-------|
| 48   | 国民年金徴収関係の誤り      | 説明誤り       | 三重    | 津    | 2018年<br>8月27日 | 2018年<br>10月15日 | ○お客様から問合せがあり、差押債権取立日以降に学生納付特例申請書を提出しても保険料が還付されないにもかかわらず、還付されると誤った案内をしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、還付についての確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。                                               | 1名   | なし   | 0     |
| 49   | 国民年金徴収関係届書等の送付誤り | 誤送付・誤送信    | 本部    | 機構本部 | 2020年<br>7月17日 | 2020年<br>7月27日  | ○お客様から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認が不足し、国民年金保険料納付書を発送する際に、他のお客様の納付書を誤って送付していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した納付書を回収しました。<br>●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。 | 2名   | なし   | 0     |
| 50   | 国民年金徴収関係届書等の管理誤り | 未処理・処理遅延   | 兵庫    | 東灘   | 2019年<br>7月2日  | 2019年<br>10月15日 | ○市区町村から連絡があり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金付加保険料納付申出書の進達を漏らしたため、処理が行えず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。<br>●市区町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。<br>●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。             | 1名   | 未徴収  | 3,160 |
| 51   |                  |            | 群馬    | 渋川   | 2020年<br>1月31日 | 2020年<br>8月21日  | ○市区町村から連絡があり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金付加保険料納付申出書の進達を漏らしたため、処理が行えず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。<br>●市区町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。<br>●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。             | 1名   | 未徴収  | 2,400 |
| 52   |                  | 受理後の書類管理誤り | 広島    | 備後府中 | 2020年<br>6月頃   | 2020年<br>8月13日  | ○お客様から問合せがあり、市区町村において書類の管理不足により、国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。<br>●市区町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう依頼しました。                                       | 1名   | なし   | 0     |

## 5. 年金給付関係

| 整理番号 | 件名             | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                            | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|----------------|---------|-------|------|-----------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 53   | 老齢年金の受給要件等の誤り  | 確認・決定誤り | 大阪    | 守口   | 2010年<br>8月5日   | 2020年<br>2月12日  | ○機構本部から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。                                                   | 1名   | 未払い  | 78,324    |
| 54   |                |         | 群馬    | 前橋   | 2000年<br>9月28日  | 2019年<br>11月25日 | ○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時に合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。                                               | 1名   | 未払い  | 27,717    |
| 55   |                |         | 愛知    | 豊橋   | 2019年<br>10月21日 | 2020年<br>1月14日  |                                                                                                                                                                                                                                  | 1名   | 未払い  | 795,414   |
| 56   |                |         | 大阪    | 天王寺  | 1997年<br>9月13日  | 2019年<br>11月25日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、受給権発生年月日を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                                   | 1名   | 未払い  | 48,976    |
| 57   |                |         | 岐阜    | 多治見  | 1992年<br>9月10日  | 2019年<br>12月19日 | ○担当部署において確認したところ、生年月日の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録や戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。                                                        | 1名   | なし   | 0         |
| 58   |                |         | 大阪    | 枚方   | 2019年<br>9月13日  | 2020年<br>5月29日  | ○事務センターから連絡があり、雇用保険の受給状況の確認不足から、老齢年金の受給権発生前に雇用保険の受給を終了しているため年金の支給停止を行う必要がない方に対し、誤って支給停止の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時には雇用保険の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 2,767,642 |
| 59   | 老齢年金の共済組合期間の誤り | 説明誤り    | 大阪    | 平野   | 2016年<br>8月18日  | 2019年<br>10月3日  | ○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に、配偶者の年金記録の確認不足から、委託社会保険労務士が国民年金第3号特例届の案内をせずに受給要件がないとして年金請求書を受付しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。                 | 1名   | 未払い  | 568,950   |
| 60   |                | 確認・決定誤り | 愛知    | 大曽根  | 2020年<br>3月25日  | 2020年<br>4月15日  | ○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の共済組合加入期間の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。                                                | 1名   | なし   | 0         |

| 整理番号 | 件名                  | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日          | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                              | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額    |
|------|---------------------|---------|-------|------|----------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------|
| 61   | 老齢年金の共済組合期間の誤り      | 確認・決定誤り | 愛知    | 刈谷   | 2020年<br>4月23日 | 2020年<br>6月30日  | ○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の共済組合加入期間の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。                    | 1名   | 未払い  | 200,607 |
| 62   | 老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 愛知    | 名古屋西 | 2020年<br>2月13日 | 2020年<br>4月20日  | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金証書を回収した上で訂正処理を行い、正しい年金証書をお客様に送付しました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | なし   | 0       |
| 63   |                     |         | 沖縄    | 名護   | 2011年<br>11月2日 | 2019年<br>10月28日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。              | 1名   | 過払い  | 75,840  |
| 64   |                     |         | 新潟    | 六日町  | 1999年<br>3月5日  | 2019年<br>10月4日  | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。             | 1名   | 過払い  | 10,821  |
| 65   |                     |         | 新潟    | 新潟東  | 1980年<br>3月頃   | 2017年<br>11月30日 | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に標準報酬月額登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                          | 1名   | 未払い  | 874,373 |
| 66   |                     |         | 富山    | 富山   | 2009年<br>12月頃  | 2019年<br>12月4日  |                                                                                                                                                                                                                    | 1名   | 未払い  | 134,067 |
| 67   |                     |         | 東京    | 北    | 1996年<br>6月頃   | 2019年<br>11月20日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に一部の国民年金期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金記録判明時には記録統合の処理を確実に実施するよう周知しました。                          | 1名   | 未払い  | 618,593 |
| 68   |                     |         | 神奈川   | 港北   | 1985年<br>4月頃   | 2016年<br>6月17日  | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に一部の厚生年金被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                 | 1名   | 未払い  | 204,025 |



| 整理番号 | 件名                      | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                                                                     | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|-------------------------|---------|-------|------|-----------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 69   | 老齢年金の国民年金<br>や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 北海道   | 小樽   | 2014年<br>10月31日 | 2019年<br>12月3日  | ○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間(未納期間)とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                                               | 1名   | 過払い  | 4,902     |
| 70   | 在職支給停止にかかる誤り            | 確認・決定誤り | 東京    | 世田谷  | 2019年<br>3月15日  | 2019年<br>12月12日 | ○機構本部から連絡があり、確認不足から議会事務局及び市町村議会議員へ議員報酬の届出の案内を漏らしていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者が議会事務局及び市町村議会議員にお詫びの上説明しました。議員報酬の届出を提出いただき、過払いの年金について返納の処理をしました。<br>●担当部署において、議員報酬の届出の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。                                                                        | 1名   | 過払い  | 10,155    |
| 71   | 老齢年金の繰上げの誤り             | 確認・決定誤り | 島根    | 浜田   | 2014年<br>10月16日 | 2019年<br>12月25日 | ○お客様から問合せがあり、繰上げ制度の理解不足から、障害者特例に該当するため、老齢基礎年金の全部繰上げ請求ができず一部繰上げ請求を行う必要がある方に対し、誤って全部繰上げ請求の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、繰上げ制度について再確認しました。                                                        | 1名   | 過払い  | 1,774,161 |
| 72   |                         |         | 埼玉    | 越谷   | 2020年<br>2月13日  | 2020年<br>4月1日   |                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1名   | 過払い  | 73,961    |
| 73   |                         |         | 徳島    | 阿波半田 | 2018年<br>5月1日   | 2018年<br>8月13日  | ○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、退職共済年金の定額部分が支給されているため、老齢基礎年金の全部繰上げ請求か一部繰上げ請求のどちらを請求するかを確認すべき方に対し、意思を確認することなく全部繰上げ請求の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に意向を確認の上訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金の繰上げ請求があった際は、年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 過払い  | 618,582   |
| 74   | 老齢年金の繰下げの誤り             | 確認・決定誤り | 広島    | 広島東  | 2019年<br>11月14日 | 2020年<br>3月27日  | ○お客様から問合せがあり、繰下げ可能な時期の確認を誤り、遺族年金の受給権発生日とすべきところを、繰下げ請求書受付日で繰下げ支給の年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、繰下げ支給の老齢年金を決定する際は、遺族年金の発生状況の確認を徹底するよう周知しました。                                                      | 1名   | 未払い  | 679,522   |
| 75   |                         | 説明誤り    | 秋田    | 鷹巣   | 2018年<br>2月8日   | 2018年<br>4月10日  | ○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の繰下げ請求を希望している方について、65歳支給の老齢年金請求書を受理し処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。                                                                | 1名   | 過払い  | 129,883   |

| 整理番号 | 件名            | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日           | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                                  | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|---------------|---------|-------|------|-----------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 76   | 老齢年金の繰下げの誤り   | 説明誤り    | 大阪    | 枚方   | 2019年<br>3月11日  | 2019年<br>8月8日  | ○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、お客様が老齢厚生年金の繰下げ請求を希望していないにもかかわらず、委託社会保険労務士が老齢厚生年金の繰下げ請求書を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。                 | 1名   | 未払い  | 74,034    |
| 77   |               |         | 福岡    | 西福岡  | 2014年<br>11月頃   | 2020年<br>4月3日  | ○機構本部から連絡があり、年金相談センターにおける遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができたと説明していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。決定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、繰下げ請求を受付する際は遺族年金の受給権の有無の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 3,057,280 |
| 78   | 遺族年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 青森    | むつ   | 2009年<br>6月30日  | 2020年<br>3月10日 | ○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金及び遺族厚生年金を決定すべきところ、遺族厚生年金のみを決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、遺族年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。                                       | 1名   | 未払い  | 367,378   |
| 79   |               |         | 北海道   | 旭川   | 2020年<br>3月12日  | 2020年<br>6月10日 | ○機構本部から連絡があり、戸籍謄本等に記載の死亡年月日の確認不足から、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。                                                   | 1名   | 未払い  | 335,281   |
| 80   |               |         | 青森    | 弘前   | 2007年<br>12月頃   | 2020年<br>2月12日 | ○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、長期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って短期要件の遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。<br>●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。                                                        | 1名   | なし   | 0         |
| 81   |               |         | 長野    | 岡谷   | 2010年<br>9月6日   | 2019年<br>9月30日 | ○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。                                          | 1名   | 未払い  | 6,404,243 |
| 82   |               |         | 島根    | 浜田   | 2019年<br>10月18日 | 2020年<br>3月30日 | ○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。<br>●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。                                                        | 1名   | なし   | 0         |

| 整理番号 | 件名            | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名     | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                                                      | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|---------------|---------|-------|----------|-----------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 83   | 遺族年金の受給要件等の誤り | 説明誤り    | 東京    | 足立       | 2014年<br>3月11日  | 2019年<br>10月10日 | ○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。                                                   | 1名   | 未払い  | 5,848,407 |
| 84   |               |         | 青森    | 弘前       | 2011年<br>12月14日 | 2019年<br>5月15日  | ○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、遺族厚生年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。                                                | 1名   | 未払い  | 550,241   |
| 85   |               |         | 埼玉    | 越谷       | 2020年<br>2月28日  | 2020年<br>5月13日  | ○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、委託社会保険労務士が短期要件の遺族厚生年金を請求できる方に対し、短期要件の遺族厚生年金の説明せず長期要件の遺族厚生年金を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。                                          | 1名   | 未払い  | 454,691   |
| 86   |               |         | 鹿児島   | 鹿児島北     | 2020年<br>2月3日   | 2020年<br>3月16日  | ○お客様から問合せがあり、年金相談時に、遺族厚生年金の額を考慮したうえで寡婦年金と死亡一時金のどちらを受取るかお客様に決定していただくところ、委託社会保険労務士が、お客様へ誤った遺族厚生年金の額で説明したため、お客様の希望しない死亡一時金を決定したことにより、死亡一時金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの死亡一時金について返納の処理を行いました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。 | 1名   | 過払い  | 145,000   |
| 87   | 障害年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 東京    | 足立       | 1995年<br>4月頃    | 2020年<br>1月24日  | ○担当部署において確認したところ、障害年金請求書審査時の確認不足から、認定日を誤り、認定日の前日で障害基礎年金を決定したことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。<br>●担当部署において、障害年金請求書の審査時には認定日の確認を徹底するよう周知しました。                                                                             | 1名   | なし   | 0         |
| 88   |               |         | 兵庫    | 兵庫       | 2019年<br>12月23日 | 2020年<br>5月19日  | ○担当部署において確認したところ、障害状態の確認不足から、2つの障害の併合認定により障害等級1級として障害年金を決定すべきところ、2級として障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、障害認定時の障害状態の確認を徹底するよう周知しました。                                                | 1名   | 未払い  | 162,588   |
| 89   |               |         | 本部    | 障害年金センター | 2020年<br>5月28日  | 2020年<br>6月23日  | ○年金事務所から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足から、診断書の記載内容とは異なる障害状態を示す診断書コードを登録し障害年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。<br>●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。                                                  | 2名   | なし   | 0         |

| 整理番号 | 件名            | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名     | 発生年月日          | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|---------------|---------|-------|----------|----------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 90   | 障害年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 本部    | 障害年金センター | 2020年<br>6月11日 | 2020年<br>6月19日  | ○お客様から問合せがあり、障害年金請求書審査時の確認不足から、認定日請求による障害年金を決定すべきところ、事後重症請求による障害年金を決定していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 5名   | 未払い  | 910,113   |
| 91   |               | 入力誤り    | 本部    | 障害年金センター | 2017年<br>6月1日  | 2020年<br>7月9日   | ○市区町村から連絡があり、入力項目の確認不足から、年金請求書の処理時に加給年金の対象となる子の入力を漏らしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。                      | 1名   | 未払い  | 473,799   |
| 92   | 再裁定の誤り        | 確認・決定誤り | 兵庫    | 明石       | 2006年<br>2月15日 | 2019年<br>10月8日  | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定の処理を漏らしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。         | 1名   | 未払い  | 3,819,446 |
| 93   |               |         | 佐賀    | 佐賀       | 2014年<br>3月7日  | 2020年<br>2月17日  |                                                                                                                                                                                                                      | 1名   | 未払い  | 52,662    |
| 94   |               |         | 本部    | 中央年金センター | 2009年<br>4月23日 | 2020年<br>7月1日   | ○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、通算老齢年金の再裁定を行った際に、支給停止額が変更となる時期を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、再裁定処理時には年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。                | 1名   | 未払い  | 248,978   |
| 95   | 年金選択の誤り       | 確認・決定誤り | 本部    | 中央年金センター | 2014年<br>7月15日 | 2018年<br>12月20日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金選択処理時の確認不足から、遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給している方の選択処理を誤り、遺族厚生年金の支給停止額を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。        | 1名   | 未払い  | 9         |
| 96   |               |         | 本部    | 中央年金センター | 2016年<br>3月20日 | 2020年<br>6月9日   | ○お客様から問合せがあり、年金選択処理時の確認不足から、障害厚生年金と老齢厚生年金を受給している方の選択処理を誤り、障害厚生年金を支給停止すべきところ、その処理を行わなかったため、障害厚生年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。   | 1名   | 過払い  | 3,148,788 |

| 整理番号 | 件名              | 誤り区分    | 都道府県名 | 事務所名         | 発生年月日          | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                           | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額      |
|------|-----------------|---------|-------|--------------|----------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|-----------|
| 97   | 未支給年金の誤り        | 入力誤り    | 本部    | 中央<br>年金センター | 2020年<br>6月18日 | 2020年<br>7月28日 | ○担当部署において確認したところ、入力項目の確認不足から、住所の一部の入力処理が漏れていたため、未支給年金・保険給付決定通知書が送達できず郵便局から返戻されたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい住所へ未支給年金・保険給付決定通知書を送付しました。<br>●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。              | 2名   | なし   | 0         |
| 98   | 死亡一時金の誤り        | 確認・決定誤り | 東京    | 練馬           | 2019年<br>7月25日 | 2019年<br>8月19日 | ○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、死亡一時金決定時に国民年金保険料納付済期間の計算を誤ったため、死亡一時金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい死亡一時金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、死亡一時金の計算時には年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                                    | 1名   | 未払い  | 25,000    |
| 99   |                 | 説明誤り    | 大阪    | 天満           | 2020年<br>8月11日 | 2020年<br>8月14日 | ○担当部署において確認したところ、死亡一時金の受給要件の確認不足から、受給要件を満たしていないにもかかわらず、死亡一時金を請求できると誤って説明していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、死亡一時金の受給要件について周知しました。                                                                              | 1名   | なし   | 0         |
| 100  | 年金の支払保留処理の誤り    | 確認・決定誤り | 青森    | 弘前           | 2020年<br>3月18日 | 2020年<br>8月18日 | ○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 190,542   |
| 101  |                 |         | 神奈川   | 横浜西          | 2020年<br>5月12日 | 2020年<br>5月20日 |                                                                                                                                                                                                                                 | 1名   | 未払い  | 237,952   |
| 102  | 年金の振込金融機関にかかる誤り | 確認・決定誤り | 山口    | 宇部           | 2020年<br>5月14日 | 2020年<br>7月1日  | ○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金請求書処理時には金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。                                             | 1名   | 未払い  | 1,344     |
| 103  |                 | 入力誤り    | 本部    | 中央<br>年金センター | 2020年<br>6月1日  | 2020年<br>7月10日 | ○年金事務所から連絡があり、入力項目の確認不足から、未支給年金請求書処理時に振込先口座の氏名を入力を誤ったため、未支給年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に未支給年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。                                    | 1名   | 未払い  | 2,472,547 |
| 104  |                 |         | 本部    | 中央<br>年金センター | 2020年<br>5月7日  | 2020年<br>6月22日 | ○機構本部から連絡があり、委託業者が未支給年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。  | 1名   | 未払い  | 57,538    |

| 整理番号 | 件名              | 誤り区分      | 都道府県名 | 事務所名       | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応                                                                                                                                                                                                                               | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額    |
|------|-----------------|-----------|-------|------------|-----------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------|
| 105  | 年金の振込金融機関にかかる誤り | 入力誤り      | 大阪    | 大阪広域事務センター | 2020年<br>6月1日   | 2020年<br>8月14日  | ○担当部署において確認したところ、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れはありませんでした。<br>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。                     | 1名   | なし   | 0       |
| 106  |                 |           | 香川    | 高松広域事務センター | 2020年<br>4月20日  | 2020年<br>6月25日  | ○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。 | 1名   | 未払い  | 124,824 |
| 107  | 記録訂正の誤り         | 記録訂正誤り    | 福島    | 会津若松       | 2008年<br>11月21日 | 2017年<br>12月14日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理して年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。                                                | 1名   | 過払い  | 506,137 |
| 108  | 返納方法申出書の誤り      | 確認・決定誤り   | 本部    | 中央年金センター   | 2018年<br>9月20日  | 2020年<br>7月13日  | ○担当部署において確認したところ、届書受付後の確認不足から、提出のあった返納方法申出書の処理について誤って処理済としたため、返納方法申出書の処理が行われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。                                                                     | 1名   | なし   | 0       |
| 109  | 年金見込額の誤り        | 説明誤り      | 茨城    | 日立         | 2020年<br>1月24日  | 2020年<br>8月14日  | ○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。                                                                                                            | 1名   | なし   | 0       |
| 110  | 年金相談時の添付書類誤り    | 確認・決定誤り   | 神奈川   | 横浜西        | 2020年<br>8月4日   | 2020年<br>8月12日  | ○お客様から問合せがあり、受付時の確認不足から、お客様が添付書類の返却を希望されているにもかかわらず、委託社会保険労務士が添付書類の返却をしていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、添付書類を返却しました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。                                                                         | 1名   | なし   | 0       |
| 111  | 年金給付関係通知書等の誤り   | 通知書等の作成誤り | 本部    | 中央年金センター   | 2019年<br>6月頃    | 2019年<br>6月27日  | ○お客様から問合せがあり、返納告知書作成時の確認不足から、返納告知書を送付したお客様へ再度、返納告知書を送付していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。                                                                                                | 20名  | なし   | 0       |
| 112  | 年金給付関係書類の交付誤り   | 誤送付・誤送信   | 千葉    | 市川         | 2020年<br>6月26日  | 2020年<br>8月4日   | ○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、他のお客様の氏名等を記載した受付控えを誤って交付していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控えを回収し、正しい受付控えを交付しました。<br>●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。                                                                         | 2名   | なし   | 0       |

| 整理番号 | 件名                | 誤り区分       | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日          | 判明年月日          | 事象・対応                                                                                                                                                                                                            | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額    |
|------|-------------------|------------|-------|------|----------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|---------|
| 113  | 年金給付関係書類の<br>交付誤り | 誤送付・誤送信    | 千葉    | 船橋   | 2020年<br>7月21日 | 2020年<br>7月22日 | ○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、年金相談センターにおいて他のお客様の氏名等を記載した受付控えを誤って交付していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控えを回収し、正しい受付控えを交付しました。<br>●年金相談センターにおいて、交付時の確認を徹底するよう周知しました。                                      | 2名   | なし   | 0       |
| 114  |                   |            | 大阪    | 大手前  | 2020年<br>6月25日 | 2020年<br>8月14日 | ○担当部署において確認したところ、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。<br>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。                                 | 2名   | なし   | 0       |
| 115  | 年金給付関係書類の<br>管理誤り | 受付時の書類管理誤り | 埼玉    | 川越   | 2020年<br>3月13日 | 2020年<br>5月14日 | ○お客様から問合せがあり、受付時の確認不足から、障害状態を認定するための「障害状況及び因果関係の認定について」を誤って他のお客様の添付書類として機構本部へ送付したため、処理が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を処理しお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、届書受付後の書類の管理を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 587,159 |
| 116  |                   | 受理後の書類管理誤り | 神奈川   | 横浜西  | 2018年<br>9月25日 | 2019年<br>9月17日 | ○市区町村から連絡があり、市区町村における書類の管理不足から、障害年金請求書が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。                              | 1名   | 未払い  | 779,699 |

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

| 項番 | 事象                                    | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 振替加算の支給漏れ                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構と共済組合との間の情報連携不足</li> <li>・システム処理に起因するもの</li> <li>・機構における事務処理誤り</li> <li>・お客様からの届出漏れ</li> </ul> </li> <li>※平成29年9月公表済みのものと同種の事象</li> </ul>                                                                                                                                                    |
| 2  | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</li> <li>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul> |
| 3  | 旧船員保険法の戦時加算の加算誤り                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</li> <li>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</li> <li>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 4  | 旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</li> <li>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                                                                           |
| 6  | 旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</li> <li>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</li> <li>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>      |
| 9  | 昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り | <ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</li> <li>○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</li> <li>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                                                  |
| 10 | オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</li> <li>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                                                  |
| 11 | 配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</li> <li>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。</li> <li>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                         |
| 12 | 国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</li> <li>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</li> <li>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>                                                            |
| 13 | 旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</li> <li>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>                                                                                                                                                                 |



| 項番 | 事象                                            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 | 複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り         | <p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</p> <p>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</p>                     |
| 17 | 旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り       | <p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>                                                                                 |
| 18 | 共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り      | <p>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</p> <p>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)(「三共済」)についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</p> <p>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</p> |
| 20 | 遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り                        | <p>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</p> <p>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</p> <p>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</p>                                                                                                    |
| 21 | 遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ                      | <p>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。</p> <p>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</p> <p>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</p> <p>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</p>                                                         |
| 22 | 被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り                       | <p>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</p> <p>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</p> <p>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</p> <p>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</p>                                                                                      |
| 25 | 平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ      | <p>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</p> <p>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</p>                                                                                                                                                             |
| 27 | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い                         | <p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にやっている。</p> <p>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</p>                                                             |
| 28 | 65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り | <p>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</p> <p>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</p> <p>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 29 | 旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ                      | <p>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</p> <p>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</p> <p>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</p>                                                                                                  |

| 項番 | 事象                                              | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 31 | 老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ                     | ○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。<br>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 32 | 昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ               | ○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)<br>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。<br>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。                                                                                                                                                                                                     |
| 33 | 年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ                           | ○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。<br>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。<br>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 35 | 老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り          | ○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。<br>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。<br>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。                                                                                         |
| 36 | 旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ            | ○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。<br>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 37 | 昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り | ○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。<br>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。<br>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。 |

※夫と妻が逆の場合も同様です。